

## 〈毒物劇物販売業登録申請を除く各種手続きについて〉

区分	申請・届出の種類	内容
更新	毒物劇物登録更新申請書 (様式第五号)	6年ごとの許可の更新をするとき
変更	変更届 (様式第十一号の(1))	届出内容に変更があったとき
取扱責任者変更	毒物劇物取扱責任者 変更届(様式第九号)	毒物劇物取扱責任者に変更があったとき
廃止	廃止届 (様式第十一号の(2))	業務を廃止したとき
書換え	登録票書換え交付申請書 (様式第十二号)	登録票の書換えをするとき
再交付	登録票再交付申請書 (様式第十三号)	登録票を紛失したとき等

## 記載要領及び提出書類等について

### 各様式に共通の記載要領

各申請書・届出書裏面の注意書きを順守して記載してください。

- a. 業務の種別の欄には、一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業のいずれか該当する種類を記載してください。(申請書については○で囲む)
- b. 登録番号及び登録年月日  
登録を受けている店舗の登録番号(“第”の前に“青市”がついているものは「青市」から記載してください)及び登録年月日(有効期間の開始日)を記載してください。
- c. 店舗の所在地及び名称  
①登録を受けている店舗の所在地及び名称を記載してください。  
②店舗の名称を変更する場合は、変更後の名称を記載してください。
- d. 変更年月日  
①変更が生じた年月日を記載してください。  
②法人の場合も、登記された年月日ではなく、変更が生じた月日を記載してください。
- e. 申請者の住所、氏名  
①住所は、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店の所在地を記載してください。  
②氏名については個人の場合は個人名を記載し個人印を、法人の場合は登記された商号及び代表者役職名と氏名を記載し、登記された代表者印を押印してください。  
③可能であれば、申請者欄に押印した印と同じものを捨印として申請書・届出書等の右上に押しつけてください。
- f. 法人が申請・届出する場合で、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の添付が必要な場合は、発行日から6ヶ月以内のものが有効です。
- g. 診断書については、発行日から3ヶ月以内のものが有効です。

## 1. 毒物劇物登録更新申請書

○提出期限：登録票に記載されている有効期間の満了する1ヶ月前まで。（施行規則第4条第2項）

○提出部数：1部

○手数料：6,600円（現金でお願いします。）

《 提出書類 》

①毒物劇物販売業登録更新申請書（様式第5号）

・取扱責任者の資格について、該当する号数を記載してください。

（薬剤師：第1号、科目修了：第2号、試験合格：第3号）

・更新申請を行うまでの間に、登録されている内容や毒物劇物取扱責任者に変更があるが変更届等を提出していない場合には、更新申請書と同時に変更届（または毒物劇物取扱責任者変更届）を提出してください。変更してから30日を過ぎている場合には、遅延理由書も添付してください。

②登録票（原本）

紛失している場合には、更新申請を行う前に先に再交付申請を行ってください。

③流通経路図（伝票販売業者のみ）

現在の販売流通経路確認のため、流通経路図を添付してください。

## 2. 変更届

○提出期限：変更後30日以内。

なお、事例によっては変更届ではなく、新規申請が必要な場合がありますので、事前に確認してください。

登録票の書き換えが必要な場合は、別に登録票書換え交付申請を行ってください。

○提出部数：1部

《 提出書類 》

○変更届（様式第11号の（1））とあわせて以下の書類を添付してください。

変更事項		必要な書類
1. 申請者氏名	個人	戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（戸籍謄本）
	法人	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
2. 申請者住所	個人	不要
	法人	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
3. 店舗の名称		不要
4. 貯蔵、運搬設備の重要な部分※1		変更後の店舗の平面図※2
5. 伝票販売から現物扱いへ		変更後の店舗の平面図※2 毒物劇物取扱責任者設置届
6. 現物扱いから伝票販売へ		不要

※1 構造設備が大幅に変更する場合には新規とみなされる場合もありますので、レイアウトの概要が決まった時点で早めに保健所に相談してください。

※2 変更後の店舗の平面図には、変更部分を明記してください。

## 新規登録が必要な場合

1. 申請者（経営者）が替わる場合。
2. 個人から法人、法人から個人に変わる場合
3. 法人が吸収、合併、分割等により変更される場合
4. 販売業の種類の変更（例：特定品目販売業から一般販売業へ）
5. 店舗の全面改築や移転の場合（仮店舗設置も含む）

## 3. 取扱責任者変更届

○提出期限：変更後30日以内。

○提出部数：1部

《提出書類》

- ①毒物劇物取扱責任者変更届（様式第9号）
- ②変更後の取扱責任者の資格を証する書類
  - ・法第8条第1項第1号（薬剤師）、第3号（試験合格）の場合、写しと原本をお持ちください。（原本は照合の上、返却します）
  - ・法第8条第1項第2号（学課修了）の場合、応用化学に関する学課を修了したことを証する卒業証明書または卒業証書の写し（卒業証書は本証もお持ちください。）、指定された学科以外の卒業者は、履修単位証明書が必要です。
- ③変更後の取扱責任者の診断書（3ヶ月以内のもの）
- ④変更後の取扱責任者の誓約書
- ⑤雇用（勤務）証明書

## 4. 廃止届

○提出期限：廃止後30日以内。

○提出部数：1部

《提出書類》

- ①廃止届（様式第11号の（2））
  - ・「廃止の日に現に所有する毒物又は劇物の品名、数量及び保管又は処理の方法」について書ききれない場合には「別紙のとおり」とし、各品目毎の数量等についてまとめた表等を添付してください。
  - ・備考欄に廃止の理由（店舗閉鎖のため、法人合併のため 等）を記載してください。
  - ・申請者が死亡（個人開設）若しくは解散等（法人）した場合、法定の届出義務者が手続を行ってください。
- ②登録票原本

## 5. 登録票書換え交付申請書

○登録票の記載事項に変更があった場合には、書換え交付申請を行うことができます。

○提出部数：1部

○手数料：2,500円（現金でお願いします。）

《提出書類》

- ①登録票書換え交付申請書（様式第12号）

・変更内容の項目については、変更届と同様に記載してください。

②登録票（原本）

③変更事項を証する書類（変更届と同時に提出する場合には省略できます。）

※住居表示に関する法律に基づき住居表示変更が生じた場合には、自治体が発行する住居表示変更証明書を添付すれば、書換え交付手数料は無料です。

## 6. 登録票再交付申請書

○登録票を破損又は紛失したときは、次の書類を添えて再交付申請を行うことができます。

○提出部数：1部

○手数料：4,100円（現金でお願いします。）

《 提出書類 》

①登録票再交付申請書（様式第13号）

②破り又は汚した登録票（原本）

・紛失した場合には、紛失理由書を提出してください。